

岩手県告示第 489 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成 19 年 6 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 盛岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画道路事業 3・3・8号 盛岡駅南大橋線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 岩手県盛岡市大沢川原一丁目及び大沢川原二丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成 19 年 6 月 8 日から平成 26 年 3 月 31 日まで